

平成28年10月1日から、建築基準法に基づく

中間検査の『対象建築物』と『特定工程』が変わります

1 区域

静岡市全域

2 適用時期

平成28年10月1日以降に確認申請書を提出した建築物に適用されます。

なお、平成28年9月30日までに確認申請書を提出した建築物は従前（H25 静岡市告示第538号）のとおりです。

3 中間検査を行う建築物と特定工程

(1) 対象建築物

分類	新告示 (H28 静岡市告示第 642 号)	旧告示からの変更点
1. 中規模以上の建築物	<u>階数が3以上のもの</u>	床面積の制限（1,000 m ² を超えるもの）がなくなりました。
2. 住宅等	一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿又はこれらとその他の用途を併用するもの（増築又は改築に係る床面積の合計が60平方メートル以下のものを除く。）。	変更はありません。

(2) 特定工程

分類	新告示 (H28 静岡市告示第 642 号)	旧告示からの変更点
1. 中規模以上の建築物	<u>①基礎の配筋工事</u> ②建方工事等（構造種別による）	①基礎の配筋工事の特定工程を追加しました。 中間検査が2回必要となります。
2. 住宅等	①建方工事等（構造種別による）	変更はありません。

4 中間検査を行わない建築物（今までと変更ありません。）

(1) 法第18条又は法第85条の適用を受ける建築物

(2) 住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価書（同法第6条第3項の規定による建設住宅性能評価書に限る。）の交付を受ける建築物

建築指導課 審査係
電話 054-221-1259